

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

東日本大震災に係る地方税の取扱い等について

地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 120 号、以下「改正法」という。）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 392 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 161 号）が平成 23 年 12 月 14 日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されることとされたところです。

東日本大震災に係る地方税の取扱い等について、留意いただきたい事項等を下記のとおりお知らせしますので、適切に運用されるようお願いいたします。また、貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨を連絡願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第 1 不動産取得税の特例措置の取扱いについて

東日本大震災（原子力災害）に係る警戒区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地について、法附則第 51 条第 6 項の規定により不動産取得税の特例措置を講じることとされたが、警戒区域以外の地域における農用地に代わるものとして取得された農用地についても、必要に応じ、法第 73 条の 31 に基づき、適切に減免を行っていただきたいこと。

第 2 固定資産税及び都市計画税の特例措置の取扱いについて

1 津波被災区域における特例措置について

(1) 津波被災区域内の土地及び家屋に係る平成 24 年度分の固定資産税等の課税免除について

ア 本課税免除の対象は、東日本大震災に係る津波により被害を受けた区域（以下「津波被災区域」という。）内の土地及び家屋に係る平成 23 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除（以下「平成 23 年度津波被災区域課税免除」という。）の対象区域内の土地及び家屋から、平成 24 年 1 月 1 日において、市町村長が、土地及び家屋の使用状況、土地及び家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧状況、土地及び家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務

の提供状況等を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税を減額せずに平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税を課税することが適当と市町村長が認める土地及び家屋（以下「平成 24 年度課税土地等」という。）及び、土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税のそれぞれ 2 分の 1 に相当する額を減額して平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税を課税することが適当と市町村長が認める土地及び家屋（以下「平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等」という。）を除外したものとされているが、例えば、次のような土地及び家屋は、平成 24 年度課税土地等及び平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等には該当しないものであること。

(7) 本来の用途が宅地である土地の場合

- ・ 全壊、大規模半壊又は半壊した家屋が建っている土地
- ・ 土砂、瓦礫等が堆積している土地
- ・ 満潮時に浸水するなど排水が不十分な土地
- ・ 電気、水道等の社会的なインフラストラクチャーが復旧していない土地
- ・ 建築制限により建物の建築が制限されている土地（建築制限に類する地方団体からの公的な要請により、事実上、建築が困難な土地も含む）

(イ) 本来の用途が農地である土地の場合

- ・ 土砂、瓦礫等が堆積している土地
- ・ 満潮時に浸水するなど排水が不十分な土地
- ・ 塩害対策が行われていない土地
- ・ 用排水施設等の農地に係るインフラストラクチャーが復旧していない土地

(ウ) 家屋の場合

- ・ 全壊の家屋
- ・ 大規模半壊の家屋
- ・ 半壊の家屋

(2) 津波被災区域内の土地及び家屋に係る平成 24 年度分の固定資産税等の 2 分の 1 減額特例について

ア 本減額特例の対象は、平成 23 年度津波被災区域課税免除の対象区域内の土地及び家屋のうち、(1)アの平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等であること。

イ 本減額特例は、平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等に係る固定資産税額及び都市計画税額から当該土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の 2 分の 1 に相当する額を減額することとされているが、本減額特例は、以下の規定の適用後の額から減額すること。

(7) 固定資産税

a 土地に関する規定

- ・ 法附則第 15 条の 8 第 2 項（特定市街化区域農地の関係者等の新築貸家住宅の用に供している旧農地に係る減額）
- ・ 法附則第 29 条の 5 第 16 項若しくは第 17 項（宅地化農地に係る減額）

b 家屋に関する規定

- ・ 法附則第 15 条の 6 から第 15 条の 9 まで（新築住宅に係る減額・認定長期優良住宅に係る減額・特定市街化区域農地の所有者等の新築中高層耐火建築物である貸家住宅に係る減額・市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられる施設建築物に該当する家屋の一部に係る減額・高齢者向け優良賃貸住宅に係る減額・防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る減額・耐震改修住宅に係る減額・バリアフリー改修住宅に係る減額・省エネ改修住宅に係る減額）
- ・ 法附則第 56 条第 11 項（被災代替家屋特例）又は第 14 項（警戒区域内代替家屋特例）

(4) 都市計画税

a 土地に関する規定

- ・ 法附則第 29 条の 5 第 16 項又は第 17 項（宅地化農地に係る減額）

b 家屋に関する規定

- ・ 法附則第 56 条第 11 項（被災代替家屋特例）又は第 14 項（警戒区域内代替家屋特例）

(3) 「平成 24 年度課税土地等」及び「平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等」の指定に関するその他の留意点について

ア 平成 24 年度課税土地等及び平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等の指定は、賦課期日現在の現況に基づき判断すること。

イ 平成 24 年度課税土地等及び平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等の指定は、外観調査等簡易な方法により行うこととしても差し支えないこと。

ウ 平成 24 年度課税土地等及び平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等を指定した場合は、公示を行うとともに、都道府県を通じて、総務省自治税務局固定資産税課に届け出ること。また、その際、平成 24 年度において課税免除となる土地及び家屋の全体像を納税者にわかりやすく示す観点から、法附則第 55 条第 1 項の規定に基づき公示した平成 23 年度津波被災区域課税免除の対象区域も示しつつ、例えば、「平成 24 年度において課税免除の対象となるのは、地方税法附則第 55 条第 1 項の規定に基づき公示した区域内に所在する土地及び家屋のうち、以下の土地及び家屋を除いたものであること」といった内容を説明する資料を添付することが望ましいと考えられること。

エ 平成 24 年度課税土地等及び平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等の指定については、土地及び家屋単位で行うことが原則であるが、例えば、当該土地及び家屋が連たんし、一定の広がりをもった区域内に存在している場合には、当該区域を地図等で示しつつ、「上記の地図等で示される区域内に所在する土地及び家屋」といった方法で指定を行うことも差し支えないこと。

オ 平成 24 年度課税土地等及び平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等の公示は、当該土地及び家屋に係る価格を決定するまでの間に行うこと。

2 原子力災害避難区域における特例措置について

(1) 原子力災害避難区域内の土地及び家屋に係る平成 24 年度分の固定資産税等の課税免除について

ア 本課税免除の対象は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して平成 25 年 3 月 31 日までに以下の指示の対象となった区域（平成 24 年 1 月 1 日前にこれらの指示の対象でなくなった区域を除く。以下「原子力災害避難区域」という。）であって、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供状況等を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して固定資産税又は都市計画税を課税することが公益上その他の事由により不相当と市町村長が認める区域（以下「平成 24 年度原子力災害避難区域課税免除対象区域」という。）内に所在する土地及び家屋であること。

(7) 原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

(イ) 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

(ウ) 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

(エ) これらに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

※ これらの指示は、原子力災害避難区域内の土地及び家屋に係る平成 23 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除（以下「平成 23 年度原子力災害避難区域課税免除」という。）の対象区域に関する指示と同様のものであること。
なお、(エ)の「政令で定める指示」は、今後、国から(7)から(ウ)の指示以外の新たな指示が発出された場合に、当該新たな指示の内容に応じ、政令で定める予定であり、現時点では、当該政令を制定する予定はないこと。

(2) 平成 23 年度原子力災害避難区域課税免除の対象区域のうち、(1)の課税免除の対象区域外となる区域内の土地及び家屋に係る平成 24 年度分の固定資産税等の 2 分の 1 減額特例について

ア 本減額特例の対象は、平成 23 年度原子力災害避難区域課税免除の対象区域のうち、(1)の課税免除の対象区域外となる区域であって、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供状況等を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ 2 分の 1 に相当する額を減額して平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税を課税することが相当と市町村長が認める区域（以下「平成 24 年度 2 分の 1 減額課税対象区域」という。）内に所在する土地及び家屋であること。

イ 本減額特例は、平成 24 年度 2 分の 1 減額課税対象区域内に所在する土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から当該土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の 2 分の 1 に相当する額を減額することとされているが、本減額特例と他の減額特例との適用関係は、1 (2) イと同様であること。

(3) 「平成 24 年度原子力災害避難区域課税免除対象区域」及び「平成 24 年度 2 分の 1 減額課税対象区域」の指定に関するその他の留意点について

ア 平成 24 年度原子力災害避難区域課税免除対象区域及び平成 24 年度 2 分の 1 減額課税対象区域の指定は、賦課期日現在の現況に基づき判断すること。

イ 平成 24 年度原子力災害避難区域課税免除対象区域及び平成 24 年度 2 分の 1 減額課税対象区域の指定及び公示並びに当該対象区域の総務大臣への届出については、平成 23 年度原子力災害避難区域課税免除の対象区域の指定及び公示並びに当該対象区域の総務大臣への届出に準じて行うこと。

3 その他

(1) 課税免除の対象となった土地及び家屋の評価について

津波被災区域内の土地及び家屋に係る平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除又は原子力災害避難区域内の土地及び家屋に係る平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除により非課税となっている土地及び家屋については、非課税となっている間は評価を行う必要がないこと。

なお、平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等、平成 24 年度 2 分の 1 減額課税対象区域内に所在する土地及び家屋については、評価を行う必要があること。

(2) 課税免除の対象外の土地及び家屋の減免について

固定資産の使用状況等を踏まえ、償却資産や課税免除の対象区域外の地域における土地・家屋について減免を行うことや、2 分の 1 減額特例の対象となる土地・家屋について 2 分の 1 を超えて減額を行うことが適切と認める場合には、法第 367 条及び第 702 条の 8 第 7 項に基づき、適切に対応していただきたいこと。

第 3 地方税の減収に係る財政措置について

改正法の施行による平成 23 年度の減収は、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、全額措置することとしていること。

第 4 その他特記事項

「東日本大震災に係る地方税の取扱い等について」（平成 23 年 4 月 27 日付総税企第 48 号）において、『軽自動車税が非課税となる被災代替小型特殊自動車など被災代替資産を対象とした特別償却制度が創設されており、この制度の対象となる被災代替小型特殊自動車である旨の確認のため、小型特殊自動車について軽自動車税の非課税の証明書の交付を求められた場合には、適切に対応していただきたいこと。なお、証明書の様式を別添 2④のとおりお示しするので、これを参考として交付願いたいこと。』としていたが、この度、東日本大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 119 号）により、被災代替原動機付自転車についても被災代替資産を対象とした特別償却制度の対象とされたので、原動機付自転車についても軽自動車税の非課税の証明書の交付を求められた場合には、小型特殊自動車と同様に対応していただきたいこと。

担当者連絡先一覧

	担当	連絡先
第1 不動産取得税	天利課長補佐、西川主査	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
第2 固定資産税	水野課長補佐、山中係長	電話：03-5253-5674 FAX：03-5253-5676
第3 財政措置	市川理事官、黒川係長	電話：03-5253-5658 FAX：03-5253-5659
第4 特記事項	(軽自動車税) 高橋理事官、岡本係長	電話：03-5253-5670 FAX：03-5253-5671